介護保険 利用者負担額の軽減制度をご利用ください

介護保険制度を利用している所得の低い人に対して、負担額を軽減する制度があります。軽減制度には、下表の2種類があります。

申請すると、審査のうえ、該当者には認定証（確認証）を交付します。

再申請が必要です

すでにこれらの軽減制度を利用している人も、お持ちの認定証（確認証）の有効期間が6月30日㈯で終了します。7月以降も軽減の継続を希望する場合は、改めて申請の手続きが必要です。

問い合わせ先 市介護福祉課☎23-9660番、FAX26-1768番

社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度

対象1 世帯全員が住民税非課税で、次の要件を全て満たす人
①年間収入が単身世帯で150万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）
②預貯金などの額が単身世帯で350万円以下（世帯員が1人増えるごとに100万円加算）
③日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がない
④負担能力のある親族などに扶養されていない
⑤介護保険料を滞納していない

軽減の内容 社会福祉法人などが提供するサービスの利用者負担（介護保険による1割の自己負担分、食費、居住費など）の4分の1が軽減（老齢福祉年金受給者は2分の1軽減）

対象2 介護保険施設の個室に入所（滞在）している生活保護受給者

軽減の内容 社会福祉法人などが提供するサービスの居住費（滞在費）の全額が軽減

施設（介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設）、またはショートステイ利用時の食費・居住費（滞在費）の軽減制度

利用者負担の段階と対象者		利用者負担の上限（日額） 食費	居住費（滞在費）	
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受給している人など	300円	ユニット型個室	820円
			ユニット型準個室	490円
			従来型個室（特別養護老人ホーム）	320円
			従来型個室（老人保健施設、療養型医療施設）	490円
			多床室	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の人	390円	ユニット型個室	820円
			ユニット型準個室	490円
			従来型個室（特別養護老人ホーム）	420円
			従来型個室（老人保健施設、療養型医療施設）	490円
			多床室	320円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	650円	ユニット型個室	1,310円
			ユニット型準個室	1,310円
			従来型個室（特別養護老人ホーム）	820円
			従来型個室（老人保健施設、療養型医療施設）	1,310円
			多床室	320円

ユニット型個室 複数の居室と共同生活室によって一体的に構成され、一定の基準を満たした場所（ユニット）内にある居室

ユニット型準個室 多床室を改修してユニット型施設にしたものなど、ユニット型個室に準じた居室

従来型個室 ユニット型になっていない従来型の居室

多床室 相部屋

彦根市の行政相談委員が表彰されました

市まちづくり推進室

行政相談委員の**吉持和代**さん

彦根市の行政相談委員の吉持和代さんが、滋賀行政評価事務所長から表彰されました。

これは業績が特に顕著で他の模範とするに足りると認められた県内の行政相談委員が表彰されるものです。

行政相談委員を知っていますか

行政相談委員は、市民の皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、問題の解決や要望などを聞き、寄せられた意見などを、その後の行政運営に生かす役割を担っています。

「苦情や要望をどこに申し出たらよいのか分からない」などの場合は、お気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。

相談費用 無料

事前予約 不要

問い合わせ先 市まちづくり推進室☎30-6117番、FAX22-1398番

行政相談は、滋賀行政評価事務所でも受け付けています。

問い合わせ先 総務省滋賀行政評価事務所行政相談課☎077-523-1100番

内科の膠原病外来の受診にあたって

市立病院

市立病院内科では、毎月第1・2・3週の月曜日に、膠原病外来を開設しています。

膠原病外来は、問診などに長い時間を要するため、完全予約制としています。

初めて受診する場合は、紹介元の医療機関から市立病院の地域医療連携室に予約を入れていただき、そのうえで紹介元の医師の紹介状をお持ちください。

※紹介元医療機関からの予約のない受診希望には応じかねますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 市立病院☎22-6050番（内線1300番）

国民年金保険料免除・納付猶予制度

彦根年金事務所

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

申請窓口 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口（彦根市の場合は市保険年金課）

受付開始日 7月2日㈪

審査対象期間 7月～平成25年6月

※申請は原則、毎年度必要

※7月中に申請する場合は、前年7月から今年6月までの期間（前1年間分）も申請することができます。7月に前1年間分の免除等も申請する場合は、申請書を2枚提出してください。

問い合わせ先 彦根年金事務所（外町）国民年金課☎23-1114番、FAX23-9038番

法的トラブル解決のための総合案内所

法テラス滋賀

「日本司法支援センター（愛称：法テラス）」は、国民向けの法的支援を行う機関として国により設立された公的な法人です。

金銭問題、離婚、相続、労働問題など法的トラブルで困っている、どこに相談したらいいのか分からない…そんなとき、一人で悩まず、どうぞ気軽に利用してください。解決に役立つ法制度や、相談窓口の情報を無料で紹介、案内しています。

また、経済的に余裕のない人が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用の立て替えも行っています。

問い合わせ先 法テラスサポートダイヤル☎0570-078374番、法テラス滋賀（京阪浜大津駅前）☎050-3383-5454番

旧日本赤十字社救護看護婦、旧陸海軍従軍看護婦の皆さんへ

総務省

「旧日本赤十字社救護看護婦」および「旧陸海軍従軍看護婦」の皆さんに「内閣総理大臣名の書状」が贈呈されます。

この書状は、先の大戦において、外地等（事変地の区域、または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された「旧日本赤十字社救護看護婦」および「旧陸海軍従軍看護婦」で、慰労給付金の支給対象とならない人、または普通恩給を受けていない人に対して、そのご労苦に報いるため贈呈されるものです。該当する人はご連絡ください。

ご遺族やすでに書状を受け取った人は対象となりません。

※請求期限は、平成25年3月31日㈰です。

問い合わせ先 総務省大臣官房総務課管理室 業務担当（〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2）☎03-5253-5182番、FAX03-5253-5190番